

論文： _____

ロシアの民事裁判における監督審制度の変容 ——当事者化・例外化・恒常化の交錯——

篠田 優

はじめに

一 社会主義時代のロシアに監督審という制度が誕生した。それは、適法性（あらゆる団体・組織・機関および市民が法律を遵守している状態）を保障するために、特定の公務員の異議申立てにより確定判決¹を再審査するというものであった。この監督審制度、社会主義時代にも一定の制度変化を経由しているが、脱社会主義後、改革の対象となり、その姿を大きく変化させつつも、なお存続して今日に至っている。

監督審のうち民事監督審の変化については、2007年12月4日のロシア連邦民事訴訟法典改正まで、先行研究によってフォローされている²。そこで、本稿は、主として、それ以降の民事監督審制度の変容をフォローしようとするものである。

二 結論先取的にいえば、フォローの結果見えてきた様相は、監督審制度の当事者化・例外化・恒常化の交錯と表現できる。どういうことか？

確定判決に対する再審査制度である監督審は、その当事者化・例外化の傾向を強めている一方で、すなわち、監督審が行われる起点が当事者の申立となり、かつ監督審が行われる機会が収縮する一方で、第一に、例外化によって監督審の対象ではなくなった事案が改正された破棄審制度（以下、適宜「新破棄審」とよぶ）によって従来の監督審制度と同様の手続によって審査され、第二に、監督審へ向かう事件の「生産現場」の一つともいえる民事事件へ検事の参加機会が——一旦は収縮されたものの、再び——緩和されることで、監督審・新破棄審への事件供給機会が増えているという意味で、監督審制度は実質的に温存されているという傾向も他方にある、ということである。

本稿においては、この当事者化・例外化・恒常化の交錯状況を生み出す法社会学的ないし政治社会学的分析を試みる準備すらないが、ひとまずその状況のいわば絵柄を確認する、それが本稿の課題である。

三 以下では、次のような順序で論述を進める。

冒頭、2007年12月4日の民事訴訟法典改正以降の民事監督審の制度変容をフォローすると述べたが、とはいえ、そもそも監督審なるものがいかなるものであるのかという確認は、行論の便宜を超えて重要と思われるので、まず、社会主義時代の監督審について確認する（1）。次いで、脱社会主義後2007年12月4日の民事訴訟法典改正までの監督審制度の変化をフォローしたうえ

で(2)、本稿の直接の目的である上記改正以降の制度変容を検討する(3)。そして、監督審制度とともに変化しつつ、かつ監督審制度と密接に関わる民事事件への検事参加の問題を検討する(4)。

1 社会主義時代の監督審

(1) 監督審制度の誕生

監督審制度は、社会主義革命後ほどなく誕生した。すなわち、1920年10月21日の「人民裁判所規程」で構想され、翌1921年3月10日付け全ロシア中央執行委員会・人民委員会議布告で制度化されている。同布告によれば、司法人民委員部のもとに最高裁判監督部 *отдел Высшего судебного контроля* がつくられ、同監督部が、「法律上の効力を発した判決の適正性の監督手続きでの点検、適法性の遵守、これらの判決を労農政府の一般的政策に一致させることを任務」とし、「判決を再審査する裁判を自らの発議で起こすことができる」権限を、中央および県の権力機関ならびにロシア共和国司法人民委員部に与えている³。

この当初の姿に、社会主義時代に一貫する監督審制度の基幹的な特徴が既に出揃っている。すなわち—

第一に、法律上の効力を発した判決を再審査する制度であること、

第二に、制度目的は、適法性の遵守ないし回復にあること、

第三に、監督審を起こす権限は特定の公務員にあるのであって、訴訟当事者には監督審を開くよう訴える権利はないこと、である。

こうした監督審が脱社会主義後改革の対象となり、その姿を大きく変えていくわけである。

(2) 「法律上の効力を発した判決」の意味

一 ここで、「法律上の効力を発した判決」とはいかなるものか少しく検討しておきたい。というのも、本稿の検討対象である監督審が審査するのは「法律上の効力を発した判決」にほかならず、「法律上の効力を発した判決」の概念把握は監督審理解の不可欠の前提といわなければならないからである。

二 筆者は、本稿の冒頭で監督審を「確定判決」を再審査する制度であると述べたが、その際「確定判決」に当たるロシア語として念頭においていたのは、実は、この「法律上の効力を発した判決 *судебное решение, вступившее в законную силу*」であった。しかし、「法律上の効力を発した判決」を確定判決とよぶためには一定の留保が必要である。

いわゆる再審⁴を除き、当事者の上訴によって判決が破棄される可能性がなくなることをもって「確定」と捉えるならば、社会主義時代の—より正確には、2002年制定のロシア連邦民事訴訟法典が施行されるまでの—監督審で再審査の対象となる判決は、須らく確定判決である。なぜなら、上述第三の特徴にあるように、監督審は当事者の上訴によって始まるものではなく、当事者の上訴可能性がなくなったところで、監督審を起こす権限を有する者の裁量により始まるものであるからである。ロシアの通常裁判所管轄の民事訴訟は、本稿の検討対象である監督審なる審級をもつものの、当事者の上訴可能性に着目する限り、2002年制定のロシア連邦民事訴訟法

典（以下、適宜「2002年法典」とよぶ）が施行されるまで、一審と破棄審から成る二審制であった。すなわち、二審の破棄審判決が出た時点で当事者の上訴可能性はなくなる。また一審の終局判決が出た後、上訴期間内に上訴されない場合は、当事者の上訴可能性がなくなる。こうして、二審までで上訴可能性がなくなり、判決が確定することになる。

しかし、判決が、いわゆる再審以外ではもはや取り消されることはないことをもって「確定」とよぶとすれば、「法律上の効力を発した判決」を確定判決と呼ぶことはできない。いうまでもなく、再審ではないところの監督審によって「法律上の効力を発した判決」が取り消されうるからである。

このように、「確定」の捉え方次第で、「法律上の効力を発した判決」は、確定判決といえたりいえなかったりするるのであって、確定判決といえるのは、判決が当事者の上訴によって覆らないという意味においてである。

三 ところが、後述するように、2002年の新民事訴訟法典では、当事者の監督審申立て *надзорная жалоба* という上訴制度が導入された（同法典原始規定376条）。もっとも、当事者が監督審申立てをすると、必ず監督審が行われるものではなく、監督審を行うか否かは、申立てを受けた監督審裁判所の裁量である。しかし、にもかかわらず、2002年法典によって当事者の上訴によって判決が覆る可能性が導入されたのである。したがって、上訴可能性という点からも2002年法典以降は、「法律上の効力を発した判決」を確定判決ということはできなくなった。そこで、本稿では、一定の留保なしには不正確な用語法となる「確定判決」の語は以後用いず、ロシア語の直訳である「法律上の効力を発した判決」という語を用いることとする。

四 では、「法律上の効力を発した判決」と「法律上の効力を発していない判決」の違いはどこにあるのか。それは、判決の執行が可能か否かで区別される⁵。「法律上の効力を発した判決」は執行可能であるのに対して、「法律上の効力を発していない判決」では未だ執行不可である。新民事訴訟法典も第二審までで「法律上の効力を発した判決」に到る。つまり、二審判決は「法律上の効力を発した判決」であって執行可能となる。しかし、同判決に対して監督審申立て（上訴）がなされ、監督審が開かれることになると、原判決が覆される可能性が出てくるので、裁判所は、必要に応じて執行停止決定を出すことになる（原始規定381条1項）。

以上が、「法律上の効力を発した判決」の意味である。

（3）社会主義時代の監督審

1) 1964年民事訴訟法典まで

一 監督審制度の基幹的特徴については既に指摘したところだが、こうした特徴を維持しながら、監督審制度は、その集中化 *централизованная* と脱集中化 *децентрализованная* のジグザグを経由して1964年制定の民事訴訟法典下の民事監督審にたどり着いている。

集中化、脱集中化という表現は、テレーホヴァ（オムスク大学法学部教授）のものだが、その意味するところは、監督審を行う裁判所の数と、「法律上の効力を発した判決」を監督審で再審査することを求める権限を有する者（以下、プロテスト *протест* 権者とよぶ）の範囲とが、ともに狭く限定的であれば集中化、ともに広げられれば脱集中化、ということである⁶。

後の時期と比較すると、監督審は、まず、相対的に集中化された形態でスタートした。既述

のように、1921年段階で、監督審を行う裁判機関は、司法人民委員部の最高裁判監督部とされ、プロテスト権者は中央および県の権力機関ならびにロシア共和国司法人民委員部であった。

翌1922年にロシア共和国最高裁判所が設立されたことを契機として、監督審裁判所はロシア共和国最高裁判所総会となり、プロテスト権者は、全ロシア中央執行委員会幹部会、共和国検事、ロシア共和国最高裁判所幹部会、同裁判所合議部長、同裁判所付き検事とされた⁷。

そして、1923年からさらに集中化される。すなわち、監督審裁判所がロシア共和国最高裁判所のみという点は同じだが、プロテスト権は共和国検事（共和国内で活動している検事という意味ではなく、県レベル以下の検事を除いた検事という意味）、共和国検事を通じて県検事のみと与えられた。また、同年、ソ連邦が形成され、ソ連邦最高裁判所が設立されたことに伴い、ソ連邦最高裁判所総会が監督審となって連邦構成共和国最高裁判所の判決を再審査できるとされた。

ところが、1926年から脱集中化が起きる。ロシア共和国レベルでいえば、ロシア共和国最高裁判所に加えて、県裁判所総会が新たに監督審裁判所となり、プロテスト権者に共和国最高裁判所長官、同副長官、県裁判所長が加えられた⁸。

そして、その12年後の1938年、再び集中化される。すなわち、監督審裁判所は、ソ連邦最高裁判所総会・ソ連邦最高裁判所民事合議部・連邦構成共和国最高裁判所民事合議部とされ、プロテスト権者は、ソ連邦検事・連邦構成共和国検事・ソ連邦最高裁判所長官・連邦構成共和国最高裁判所長官とされた。共和国レベルでいえば、監督審裁判所は連邦構成共和国最高裁判所民事合議部のみ、プロテスト権者も裁判所では共和国最高裁判所長官のみ、という形で「集中化」されたわけである⁹。

そうして、1954年、再び脱集中化が起き、監督審裁判所・プロテスト権者ともに範囲が拡大され、その状態が1964年のロシア共和国民事訴訟法典に書き込まれるに到るのである¹⁰。

二 このように、社会主義時代の監督審は、集中化→脱集中化→集中化→脱集中化という経過を辿ったのだが、こうしたジグザグを齎した要因は何であったのか？

この問題のロシアの研究によれば、集中化、脱集中化いずれも裁判所ないし裁判官、検事の能力がきわめて重要な要因をなしているようである。どういうことかということ、そもそも監督審が必要になったのは、裁判官の能力が低いために法律違反の判決が下されそれを正す必要が生じたからだといわれる。ところが、監督審で正されなければならない判決が増えてくると、それまでの監督審では量的に対応できず、そのため監督審を増やすべく脱集中化が構想されることになる。他方、集中化のほうも同じ要因から起きてくる。つまり、裁判官の能力が低いから脱集中化しても、結局、適法性侵害の判決はなくならないどころか、監督審をさらに監督する必要がある、それくらいなら集中化したほうがよいと考えられてくるわけである。このような観点から、1920年代の脱集中化は時期尚早であって、1950年代半ばまで待たなければならなかった、と評価されることになる¹²。

2) 1964年民事訴訟法典下の監督審

一 こうして脱集中化型の監督審が1964年のロシア共和国民事訴訟法典¹³に規定されることになる。

プロテスト権者は、ソ連邦検事総長、同副総長、ロシア共和国の州レベル以上の検事、ソ連邦

最高裁判所長官、同副長官、ロシア共和国最高裁判所長官、同副長官、州レベル以上の裁判所の長とされた（最下層の人民裁判所の所長にはプロテスト権はない）。これらプロテスト権者が、いかなる判決に対して監督審による再審査を求めることができるか、およびプロテストの提起先について、表にしたので参照されたい。表中の☆は、プロテスト提起先の原則、すなわち、監督審の審査対象となる判決を下した裁判所の上級の裁判所にプロテストを提起するという原則を意味している。つまり、最下層の人民裁判所の判決に対するプロテストは、州レベルの裁判所の幹部会へ、州レベルの裁判所の判決に対するプロテストはロシア共和国最高裁判所民事合議部へ、そしてその民事合議部判決に対するプロテストはロシア共和国最高裁判所幹部会へ、ということになる¹⁴。

プロテスト権者	監督審の審査対象判決	プロテストの提起先
ソ連邦検事総長	ロシア共和国の全裁判所の判決	ロシア共和国最高裁判所幹部会判決については、ソ連邦最高裁判所総会 ☆
ソ連邦検事副総長	ロシア共和国最高裁判所幹部会判決以外の、ロシア共和国の全裁判所の判決	☆
ロシア共和国レベルの検事	ロシア共和国最高裁判所幹部会判決以外の、ロシア共和国の全裁判所の判決	ロシア共和国最高裁判所民事合議部判決については、ロシア共和国最高裁判所幹部会 ☆
自治共和国・クライ・州・自治州・民族管区レベルの検事	自身と同等レベル以下の裁判所の判決	☆
ソ連邦最高裁判所長官	ロシア共和国最高裁判所幹部会判決	ソ連邦最高裁判所幹部会またはソ連邦最高裁判所民事合議部
ソ連邦最高裁判所副長官	ロシア共和国最高裁判所民事合議部が一審として下した判決 ロシア共和国最高裁判所民事合議部が一審として下した判決	ロシア共和国最高裁判所総会 ロシア共和国最高裁判所総会またはソ連邦最高裁判所民事合議部

プロテスト権者	監督審の審査対象判決	プロテストの提起先
ロシア共和国最高裁判所長官 ロシア共和国最高裁判所副長官	ロシア共和国最高裁判所幹部 会判決以外の、ロシア共和国 の全裁判所の判決	ロシア共和国最高裁判所民 事合議部判決については、 ロシア共和国最高裁判所幹 部会 ☆
自治共和国・クライ・州・自 治州・民族管区レベルの裁判 所の長	ライオン人民裁判所の判決 自身の裁判所の破棄審判決	
自身の裁判所の破棄審判決	プロテスト権者所属の裁判所 の幹部会	プロテスト権者所属の裁判 所の幹部会

*1964年民事訴訟法典320条、321条、およびこれらの条項についてのコンメンタール¹⁵から作成

二 では、このような監督審裁判所構成の中で行われていた監督審はどのようなものであったか。次のような特徴が指摘されている。これらの特徴は、いずれも脱社会主義後批判にさらされるものであって、改革前の、いわば「初期値」として重要である（なお、カッコ内の数字は1964年ロシア共和国民事訴訟法典の条番号）。

①監督審の目的は、主観的権利の保護ではなく、公共の利益の保護にある¹⁶。

②監督審が始まるきっかけは、プロテスト権者に対する当事者の申立てであるが、当事者には監督審裁判所への直接の申立て権、すなわち上訴権はない¹⁷（322）。したがって、プロテストがなされ、監督審が開かれる否かはプロテスト権者の裁量——監督審裁判所の裁量、ではなく——に依存する。

③監督審での審査範囲は、任意の法律問題・事実問題で、プロテストに拘束されない¹⁸（327）。

④プロテスト権行使に期間制限がない¹⁹。したがって、監督審による再審査の対象になった判決が出てから監督審が始まり、監督審が終わるまでの期間制限もない。

期間制限がないことをめぐっては、既に60年代から制限を設けるべきだという問題提起がなされていた。しかし、議論は真つ二つに分かれていたようである。期間制限導入派は、制限を設けることで、法律上の効力を発した判決の安定性の強化と根拠のない監督審申立ての遮断を促す、であるとか、期間制限のないことが執行遅延の一因になっている、と主張する。対して、期間制限を設けるべきではないという立場は、安定性を与えなければならないのは、すべての判決ではなく適法な判決に対してだけである、判決がいつ下されたかに関わらず、違法な判決はひとつとして効力を維持することはできない、であるとか、期間制限を設けることは判決の安定性の原則のために実体的真実主義を犠牲にすることになる、と主張している²⁰。

⑤上の表からも明らかのように、監督審はひとつではなく、かつ監督審も監督審の審査対象に

なる。つまり、上級審級が存在する限り、監督審は繰り返し行われうるのであって、ある監督審が事実審への差し戻しを行うと、審理の連鎖はさらに続くことになる²¹。

⑥破棄審前提主義を取っていない²²。すなわち、一審で法律上の効力を発した判決も監督審の審査対象とされる。

⑦当事者にはプロテストのコピーが送付される、つまりプロテストがあったこととその内容は彼らに通知されるが、監督審がいつ、どこで行われるかということについては、必要な場合にだけしか当事者に通知されない²³ (325)。

1976年のコンメンタールによれば、プロテストのコピーが送付されるようになったこと、必要な場合だけとはいえ、監督審の日時・場所が当事者に通知されるようになったことは、「従来の立法に比べて、監督審の規則をソビエト民事手続の更なる民主化の方向へ本質的に修正した」と評価されている²⁴。こうした評価は、1964年の民事訴訟法典以前は、監督審が行われること自体が当事者に知らされていないこともあったことを窺わせる。

また、同じコンメンタールによれば、「必要な場合」とは、当事者に追加資料を提出させたり、出頭を求める必要がある場合が想定されていて、必要性の有無は監督審裁判所の裁量事項である²⁵。

⑧誰がプロテストしたかに関わらず、監督審裁判所では検事が必須的に参加して事件が審査される²⁶。監督審への検事の参加は、法律上義務付けられてはいない。したがって、検事の参加は、実態としてそうになっているという指摘である。検事は、任意の事件に任意の段階で参加できる権限を有しているので (41)、検事が参加するという実態は違法ではない。

2 2007年12月4日の民事訴訟法典改正までの監督審制度の変化

(1) 2002年ロシア連邦民事訴訟法典制定による監督審の改革

一 脱社会主義を経由し、2002年にロシア連邦民事訴訟法典が制定²⁷されることで民事監督審制度は大きくその姿を変えた。まず、変更点を確認しておこう。上記1 (3) 2) 二の①～⑧がどのように変化したか見てみる。

第一に、監督審の法律上の起点が、プロテスト権を有する裁判官・検事のプロテストから当事者等の申立てとされた。つまり、当事者等に監督審裁判所への直接の申立て権、すなわち上訴権が認められたわけである (上記②の変更) (376条1項—2002年法典の原始規定の条項、本節において以下同様—)。このことは、監督審における当事者化ないしは処分権主義の承認を意味する。と同時に、民事訴訟 (法典) からプロテストという言葉が消えた。

当事者化ないし処分権主義に関わって3点補足しておく。

ひとつは、当事者の申立てを監督審の法律上の起点と述べたが、このことはあくまでも起点であって、当事者の監督審申立てがあれば、必ず監督審が行われるということではない。この点で、従来のプロテスト権者のプロテストと異なる。監督審申立てがなされると、監督審裁判所において申立てどおり監督審を行うか否かが、監督審裁判所の長に委託された同裁判所の一名の裁判官によってまず検討され、監督審が必要と判断された場合に監督審が行われる (379～384条)。このことに関わって、監督審裁判所の長の権限について指摘すべき点がある。それは、長に委託さ

れた一名の裁判官が監督審を行う理由がないと判断した場合、長たる裁判官はその判断を覆し、監督審を行う権限を有している、ということである（381条6項、383条2項）。なお、その逆は認める規定はない。すなわち、長に委託された一名の裁判官が監督審を行うべきと判断した場合に、長たる裁判官がその判断を覆して監督審を行わないとすることはできるという規定はない。

ふたつ目は、従来のような権限ある公務員による職権による監督審が全くなくなったわけではないという点である。すなわち、「ロシア連邦最高裁判所長官またはロシア連邦最高裁判所副長官は、裁判実務の統一性と適法性を保障するために、監督手続で判決の再審査を行うことについて理由を付した提議をロシア連邦最高裁判所幹部会に提出する権利を有する」（389条）とされた。プロテストという語はなくなったものの、「裁判実務の統一性と適法性を保障するために」、最高裁判所長官と同副長官に実質的にプロテストが残されたといえる。

みつ目は、一定の事件または一定の要件を満たした場合に、民事裁判への検事の参加が認められていて、この場合の検事は、不服ある法律上の効力を発した判決に対して、いわば準当事者として監督審を開くよう監督審裁判所に求めることができることである。監督審を開くよう求める手続法上の意思表示は、当事者の場合は監督審申立てнадзорная жалобаというが、検事のそれは監督審提議надзорное представлениеと呼ばれ区別されている。何をもちて参加と見るか、事件参加した検事は当事者とどう異なるのか、ということは監督審を考える上で非常に重要であるが、この問題は後出4で検討する。

第二に、監督審の審査範囲について、規定の動揺が見られる。社会主義時代は、審査範囲はプロテストに拘束されないとされていたが（上記③参照）、1995年のロシア共和国民事訴訟法典327条の改正²⁸で、「監督手続における事件の審査に際して、裁判所は、一件書類にある資料に関して、第一審および破棄審裁判所による実体法および手続法規範の解釈・適用の適正性を、プロテストの論拠の範囲で点検する」（同条1項）とされた。社会主義時代とは逆にプロテストに拘束されるとされたのである。もっとも、ここには例外があって、同条2項は、「裁判所は、適法性のために、プロテストの論拠の範囲を超え出ることができる」と規定している。したがって、＜拘束されない＞から＜拘束される＞への原則の転換が果たしてどれほどの意味を持ったのかということについては検討を要するが、少なくとも文言上は処分権主義ないし弁論主義の建前が取られたといえる。これに対して、2002年法典の原始規定には、監督審申立てあるいは監督審提議に監督審審査が拘束されるか否かについての規定はない。こうした規定の動揺をどうみるかであるが、後述する2007年の改正で上記95年改正と同様の文言（但し、「プロテスト」は「監督審申立て・監督審提議」になっているが）が民事訴訟法典に入っているのが、後に改めて検討することにする。

第三に、監督審に関わって、ふたつの期間制限が設けられた（上記④の変更）。

ひとつは、監督審申立て（監督審提議）の期間制限で、当事者（または参加検事）は、監督審の対象となるべき判決が法律上の効力を発したときから1年以内に監督審申立て（監督審提議）をしなければならないとされた（376条2項）。

いまひとつは、監督審申立て（監督審提議）を受けて、監督審を行うか否かの審査期間の制限である。ロシア連邦最高裁判所以外の裁判所が監督審裁判所の場合は2ヶ月以内、ロシア連邦最

高裁判所が監督審裁判所の場合は4ヶ月以内とされた（382条1項）。

そうすると、監督審が行われるか否かは、監督審の対象となるべき判決が法律上の効力を発したときから1年2ヶ月または1年4ヶ月で決することになるが、ここには重大な例外があることを指摘しておかなければならない。まず、監督審申立て（監督審提議）を受けて、監督審を行うか否かを判断するのは当該裁判所の長に委託された単独裁判官であるが、その裁判官が監督審を行う理由がないと判断した場合、長たる裁判官はその判断を覆し、監督審を行う権限を有していることは既に述べた。実は、この長たる裁判官による判断の覆しには期間制限がないのである。したがって、単独裁判官が監督審は行わないと判断し、それが当事者に通知された後に、もはや監督審は行われないうちに、長たる裁判官の判断で監督審が突如行われることもあり得る、ということである。また、これも既に述べた、389条のロシア連邦最高裁判所長官またはロシア連邦最高裁判所副長官による監督審提議であるが、これにも期間制限がない。

第四に、監督審申立て（監督審提議）を受けて監督審裁判所の裁判官による申立て（提議）の検討の結果、監督審で申立て（提議）が審査されることが決定されると、その決定のコピーが当事者に送付されるとともに、監督審審査日時は当事者が裁判所に出頭できるように指定したうえで審査日時と場所が参加者に通知される、とされた（385条）。既述のように、従来は監督審が行われる場合でも審査日時と場所は審査する裁判所側にとって必要と考えられる場合しか当事者には通知されなかったが（上記⑦参照）、2002年法典では須らく当事者に通知され、かつ彼らの出廷のもとで審査が行われることを原則とした。これは、監督審における、裁判の主人公は当事者であるという意味での当事者主義化であり、裁判の結論は当事者の主張立証に基づくという意味での弁論主義の承認である。

第五に、旧法では、検事は手続の任意の段階で事件に参加できるとされていたが、2002年法典により、検事の事件参加は一定の要件を満たした場合に限られ（45条）、監督審での審査対象になっている審級において検事が参加していない限り、検事は監督審提議を行うことができず（376条3項）、この結果、検事が監督審提議ができて、かつこの提議が容れられて開かれた監督審にしか検事は参加できないことになった（386条3項）。

二 以上の変化を、上記1（3）2）の①～⑧と改めてつき合わせてみると、次のようにまとめることができる。

第一に、②（当事者に監督審申立て権がないこと）⑦（監督審期日の当事者への通知が監督審裁判所の裁量によること）⑧（監督審への検事の必須的参加）は、否定されたと評価できる。

第二に、⑤（多くの監督審、審理の連鎖）⑥（破棄審前提主義の不採用）は全く変わっていない。

第三に、③（監督審の審査範囲）は変わったのかどうかははっきりしない。

第四に、④（期間制限）については、監督審申立ておよび検事の監督審提議に期間制限が設けられた点では 否定されたといつてよいが、重大なふたつの例外（連邦最高裁長官・同副長官による監督審提議、長たる裁判官による単独裁判官の判断の覆し）があるので、法的安定性の要請に応えるものには必ずしもなっていない。

最後に、①は、一に、処分権主義、当事者主義、弁論主義の強化が見られること、二に、検察の機能が裁判監督から市民の権利保護に変化していることから、監督審の目的は、「<主観的権

利の保護」ではなく、「公共の利益の保護」から、「主観的権利の保護」も「公共の利益の保護」にも変化したといえる。

(2) 変化の背景要因

変化の背景については、先行研究があるので²⁹、詳しくはそれらに譲ることとし、ここでは三つの要因のポイントだけ指摘しておく。

第一は、1991年の「司法改革の構想」である。この構想の中で、「確定判決の見なおし」に「除斥期間」を設けることと、検事の「当事者化」が構想されている³⁰。

第二は、123条3項で「裁判は、当事者主義と当事者の対等に基づいて行われる」と規定した1993年のロシア連邦憲法である³¹。

第三は、そのような憲法の下での憲法裁判所の活動である。監督審での事件審査日時を裁判所にとって必要な場合しか当事者に通知しない旨を規定しているロシア共和国民事訴訟法典325条を、憲法裁判所は、1994年4月14日、憲法123条3項（裁判における当事者主義と当事者の平等）に違反していると判示している³²。

(3) 2007年12月4日民事訴訟法典改正

一 重要な改正点は、五点ある。

第一に、監督審申立て（提議）の期間制限がさらに短縮された。2002年法典の原始規定では、当事者（または参加検事）は、監督審の対象となるべき判決が法律上の効力を発したときから1年以内に監督審申立て（提議）をしなければならないとされていたが、これを6月以内とした（376条2項—2007年12月改正による条項、本節において、以下同様—）。

第二に、監督審での再審査を求められた判決が法律上の効力を発する日までに同判決に対する本法典が定めた他の不服申立手段を尽くしていることを、監督審申立て（提議）の要件とした。つまり、一審判決が上訴されないまま法律上の効力を発した場合には、監督審申立て（提議）ができなくなったということである（376条2項）。上訴されなかった判決に対して監督審申立てが行われた場合には、違法な申立てとして却下されることになる（379条の一1項5号）。

第三に、当事者の申立てに基づかない職権による監督審が廃止された。ロシア連邦最高裁判所長官または同副長官に、裁判実務の統一性と適法性を保障するために、職権で監督審を行うよう提議することを認めていた389条1項が、次のように改正された。すなわち、「裁判実務の統一を保障するために、ロシア連邦最高裁判所長官またはロシア連邦最高裁判所副長官は、利害関係人の申立てまたは検事の提議を受けて、ロシア連邦最高裁判所幹部会に、不特定の範囲の人の権利、自由または法律上の利益を侵害している判決または管轄規定に違反して下された判決を監督手続で再審査するよう提議することができる」（傍点—引用者）。わかるように、当事者を含む利害関係人の申立てなくして監督審を開くことはできなくなったのである。

これは、2007年2月5日の憲法裁判所の判決³³を受けた改正である。タタルスタン共和国内閣の質問、すなわち民事訴訟法典原始規定389条は、「無制限の手続期間で」、「利害関係人の監督審申立ての有無に関わらず」、「通常裁判所体系で最高の職務に従事している者、すなわちロシア連邦最高裁判所長官および同副長官に、ロシア連邦最高裁判所幹部会に〔監督審を行うべく〕提議できる権限を与えている」が、これでは、「裁判の公平、独立、公正の原則に違反する」のでは

ないか、という質問³⁶に対して、憲法裁判所は次のように答えた。

すなわち、389条は、次の条件を満たすことによって違憲ではないと認める。

- 1) ロシア連邦最高裁判所長官およびその代理が監督手続で判決を再審査すべき提議を行うのは、利害関係人の訴えがあった場合のみであること
- 2) 上記提議は、民事訴訟法典第41章 [= 監督審について規定した章]の一般規定、たとえば監督審申立て・事件請求・審査結果の決定のために376条2項、381条1項、385条1項に定められた期間、を遵守してなされなければならない。
- 3) 提議をしたロシア連邦最高裁判所長官または同副長官は、ロシア連邦最高裁判所幹部会の審査には参加できない。³⁷

上記下線は筆者によるものだが、この下線部は原始規定389条にはない文言である。つまり、条文にはない文言を読み込んで合憲的縮小解釈を施したものである。これを受けて、原始規定389条1項は上記引用のとおり改正され、他の項に次のような条項が盛り込まれた。すなわち、「利害関係人の申立てまたは検事の提議は、判決が法律上の効力を発した日から6週間これを行なうことができる」(2項)、「ロシア連邦最高裁判所長官またはロシア連邦最高裁判所副長官は、彼らが再審査の提議を行った事件の、ロシア連邦最高裁判所幹部会による審査に参加することはできない」(4項)、である。

第四に、監督審申立て(提議)を受けて監督審を行うか否かを判断する手続きが変更された。この変更に関わって、次の4点を指摘しておきたい。

一に、既述のように、原始規定では監督審裁判所の長から委託された単独裁判官が監督審を行うか否かを第一次的に判断するとされていたが、連邦構成主体裁判所幹部会においては、それぞれの裁判所の所長もしくは副所長、または所長もしくは副所長により委託された当該裁判所の裁判官が、ロシア連邦最高裁判所民事合議部・ロシア連邦最高裁判所軍事合議部・ロシア連邦最高裁判所幹部会においては、ロシア連邦最高裁判所裁判官が、監督審を行うか否かを判断すると、改正された(2007年改正で追加された380条の一)。

このように、連邦構成主体裁判所の所長が監督審を行うか否かについて最初から判断できる立場に立ちうるようになったことに関わって、二に、連邦構成主体裁判所幹部会においては、裁判所の長から委託された単独裁判官による第一次的判断制度が廃止されたことになった(381条)。そして、三に、単独裁判官による第一次的判断制度の廃止に伴い、単独裁判官の第一次的判断を所長裁判官が覆すことができるという制度も廃止された(381条)。

しかし、四に、この変化は連邦構成主体の監督審裁判所についてのものであって、最高裁判所については、「ロシア連邦最高裁判所長官、同副長官は、ロシア連邦最高裁判所裁判官の、監督審裁判所の法廷で審査するために監督審申立てまたは検事の提議を送付することを拒否する決定に同意しない権利を有し、同決定を取り消し、監督審裁判所の法廷で審査するために一件書類と共に監督審申立てまたは検事の提議を送付する決定を下すことができる」(381条3項)とされ、従来の実務が維持された。

第五に、監督審裁判所の審査範囲について、ロシア共和国民事訴訟法典の95年改正で入り、2002年法典原始規定はなくなった、「適法性のために申立ての論拠の範囲を出る」という文言が

復活した（390条1項の一）。同項は、次のように規定している。すなわち、「監督手続における審査に際して、[監督審—訳者・補] 裁判所は、事件を審査した裁判所による実体法規範・手続法規範の適用・解釈が適正であったか否かを、監督審申立て・提議の論拠の範囲で点検する。適法性の利益のために、監督審裁判所は監督審申立て・提議の論拠の範囲を出ることができる。この場合、ロシア連邦最高裁判所幹部会は、監督審申立て・提議が不服申立していない部分について判決の適法性を点検することはできず、また不服申立されていない判決の適法性を点検することはできない。」2文と3文の関係をどう理解するか問題だが、最高裁判所の総会決定によれば、申し立てられている判決部分が、申立人が申し立てていない判決の他の部分によって規定されている場合、申立人の要請の有無に関わらず、この「他の部分」もまた監督審裁判所の点検対象となる、とされている³⁸。ということは、申し立てられている部分を見直す必要があるかどうか判断しようとする際、申し立てられていない部分も検討せざるを得ないときは、適法性の観点から申し立てられていない部分も審査範囲に入る、ということであろう。この理解が正しければ、390条1項の一の重点は、「適法性のために申立ての論拠の範囲を出る」ことにあるのではなく、「監督審申立て・提議の論拠の範囲で点検する」という原則にこそあり、この原則の厳格化を狙ったものと解される。

二 変化のない、重要な点も確認しておこう。それは、期間制限に関わる二つの点である。

ひとつは、上記第四で述べたように、連邦最高裁長官・同副長官は、同裁判所の裁判官が監督審を開かないとした判断を否定し、監督審を開く決定を下せるという実務を維持したが、連邦最高裁長官または同副長官がこの決定を下すことについて、従来同様、期間制限がないということである。

いまひとつは、上記第三で、ロシア連邦最高裁判所長官または同副長官による裁判実務の統一性と適法性を保障するための監督審提議が、職権ではなく、当事者の申立てまたは検事の提議に基づくことと改正されたことを述べたが、当事者の申立てまたは検事の提議のほうには、判決が法律上の効力を発してから6月という期間制限があるものの、長官または副長官による監督審提議のほうには期間制限が依然として設けられていないということである。

三 ここでも上記1（3）2）の①～⑧と改めてつき合わせてみよう。

まず、②⑦⑧は、2002年法典の原始規定で既に否定された。

第二に、⑤の監督審の多さ、審理の連鎖は、2007年改正においても維持されている。

第三に、④の期間制限は、監督審申立て・監督審提議の点では短縮されて厳格化されたが、依然期間制限にかからない例外があり、法的安定性の観点からの問題は払拭されていない。

第四に、取り得る上訴手続をすべて尽くした場合でなければ、監督審は行われないとされたので、⑥は否定された。

第五に、③の審査範囲は、監督審申立て・提議に拘束されるという原則が明確化・厳格化されたと解され、したがって③は否定されたといえる。

最後に、①は、第四の点に見られることや、最高裁判所長官による監督審提議も利害関係者の申立てを前提とすることになったことから、処分権主義、当事者主義、弁論主義がさらに強化され、＜主観的権利の保護＞にヨリ傾斜する方向で変化したといえる。

3 2010年12月9日付け民事訴訟法典改正による監督審制度の変化

(1) 監督審という名の制度の変化

—2010年12月9日、民事訴訟法典が改正され（2012年1月1日施行）³⁹、監督審制度も大きく変化した。

監督審が果たしてきた機能に着目して言えば、本改正には二つの大きな改正がある。ひとつは、監督審という名の制度そのものの改正、いまひとつは、破棄審がその性質を改め、従来の監督審が担っていた機能を果たすことになったことである。いわば、破棄審の<「監督審」化>である。後者の問題は、後で取り上げることにして、まず、前者の監督審という名の制度そのものの改正から見ていこう。改正点は六つある。

第一は、監督審裁判所が唯一ロシア連邦最高裁判所幹部会のみとされたことである（391条の一 1項〔2010年12月9日改正案文での条文—以下同様〕）。この改正により、上記1（3）2）二で①～⑧として指摘した監督審の特徴の⑤、すなわち多くの監督審と審理の連鎖という特徴が、監督審が破棄差し戻し判決を下す場合を除けば、除去されたといえる。

第二に、監督審裁判所がロシア連邦最高裁判所幹部会ひとつになったことに関連して、監督審で再審査される判決も、連邦構成主体レベル以上の裁判所が一審となり連邦最高裁判所の何らかの合議部が控訴審⁴⁰または破棄審^{ライオン}となって法律上の効力を発したものに限定された（391条の一2項）。したがって、治安判事あるいは地区裁判所が一審の場合にはそもそも監督審の対象とはならなくなった。

第三に、監督審への申立て期間が、監督審の対象になりうる不服ある判決が法律上の効力を発してから3月以内とされた（391条の二2項）。2007年改正で6月以内とされていたのが、さらに半分に短縮されたことになる。

第四に、監督審における審査対象判決の取消し・変更の根拠がより明確にされた。取消し・変更の根拠を定めた391条の九は、次のように規定している。

「本法典第391条の一第2項に規定された判決судебные постановленияは、ロシア連邦最高裁判所幹部会が、監督手続による事件審査に際して監督審の申し立てられている判決судебные постановленияが次の事項を侵害していると確認したときは、取り消しまたは変更される：

- 1) ロシア連邦憲法、国際法の一般に承認された原則および規範、ロシア連邦の国際条約が保証している、人および市民の権利および自由；
- 2) 不特定の範囲の者の権利および法律上の利益、または公共の利益
- 3) 法規範の裁判所による解釈および適用における統一性。」

従来と比べ、判決の取消し・変更の根拠を二つの点でより明確にしている。ひとつは、ロシア憲法上の人権だけではなく、「国際法の一般に承認された原則および規範、ロシア連邦の国際条約が保証している」権利・自由の侵害も取消しまたは変更事由になることを明定したことである。いまひとつは、「法規範の裁判所による解釈および適用における統一性」の侵害を取消し・変更事由としたことである。解釈・適用の統一性の要件は、ロシア連邦最高裁判所長官または同副長

官が監督審提議をする際の一要件であり（2007年改正案文の389条）、また2007年改正では、ロシア連邦最高裁判所民事合議部が下した監督審判決をさらに監督審に付す際の要件とされていたので（同377条3項）、おそらくは、実務上、判決の取消し・変更の根拠として機能していたものと思われるが、法文上は、判決の取消し・変更の根拠としてそれとしては定められていなかった。

第五に、だが、しかし、最高裁判所長官または同副長官の監督審提議を定めた規定からは、「裁判実務の統一の保障」という目的が消え、次のような条文になった。

ロシア連邦最高裁判所長官またはロシア連邦最高裁判所副長官は、利害関係人の申立てまたは検事の提議を受けて、申立ての対象になっている裁判的決定の適法性に影響を与え、係争の実体的または手続的法関係の参加者から本法典が定めた諸権利（裁判を受ける権利、弁論主義および当事者の同権の原則に基づいて公正な審理を受ける権利等）の行使機会を奪い、またはこれらの権利を本質的に制限しているところの、実体法規範または手続法規範の基本的なфундаментальные侵害を除去するために、裁判的決定を監督手続で再審査するようロシア連邦最高裁判所幹部会に提議することができる。（391条の十一1項）

上記第四との関係で言えば、「裁判実務の統一の保障」は、監督審のひとつの目的であり続けるが、最高裁判所長官または同副長官が監督審提議をするか否かにおいては、「裁判実務の統一の保障」ではなく、裁判参加者の権利侵害の存否をもって判断する、という態度表明と読める。つまり、監督審の目的として、市民の権利保護が、従前より前面に押し出されてきていると解される。

二 ここで、監督審と称される制度の変化の到達点を確認しておこう。

既述のとおり、社会主義時代に生成され、その後変化を經由しながら、1964年のロシア共和国民事訴訟法典で成形された監督審制度の特徴（上記1（3）2）二の①～⑧）は、脱社会主義から2010年のロシア連邦民事訴訟法典の改正までの間に、そのほとんどが払拭された（以下の①～⑧は、1（3）2）二の①～⑧に対応する）。

①主観的権利の保護ではなく、公共の利益の保護にあるとされた監督審の目的が、主観的権利の保護を主要な目的とするとされた。

②認められていなかった監督審申立て権が当事者に認められた。そして、後述する検事の事件参加が許されている場合を除き、この当事者の申立てなしには監督審は行われ得ないこととなった。

③監督審での審査範囲は、任意の法律問題・事実問題で、プロテストに拘束されないとされていたのが、監督審申立て・提議に拘束されるという原則が明定され、さらに最高裁判所の解釈によってこの原則の厳格化が図られている。

④社会主義時代のプロテスト権行使には期間制限がなかったが、2002年法典以降、監督審申立て（監督審提議）は、監督審の対象となるべき判決が法律上の効力を発したときから当初は1年以内、次いで6月以内、そして2010年改正で3月以内という形で期間制限が設けられた。しかし、最高裁判所長官または同副長官による監督審提議、および最高裁判所裁判官の監督審を開かない

とする決定の、最高裁判所長官または同副長官による覆し、には期間制限がないという点は、原始規定から変わっていない。この期間制限がないという点のみ社会主義時代の監督審から脱却できていない。

⑤連邦構成主体レベル以上の裁判所の幹部会はみな監督審裁判所であったが、2010年改正で監督審裁判所はロシア連邦最高裁判所幹部会のみとされた。このため、監督審の連鎖という問題はなくなった。もっとも、唯一の監督審裁判所が差し戻し判決を出すと、審理が続くことになるが、破棄差し戻しについて規定した日本の民事訴訟法325条3項のように「法律解釈についてのロシア連邦最高裁判所幹部会の指示は、差し戻し審裁判所を拘束する」と規定されている（391条の十二第4項）ので、差し戻し審が誠実に職務を遂行する限り、監督審と差し戻し審の往復は、日本の最高裁と差し戻し審のそれと同程度、つまり往復頻度は極めて低くなるものと思われる。

⑥民事訴訟法典の2007年改正前までは、一審で法律上の効力を発した判決であっても、監督審の対象となりえたが、2007年改正以降、民事訴訟法典が定めた他の不服申立手段を尽くしていなければ、監督審の対象とはなり得ないとされた。

⑦社会主義時代、当事者にはプロテストの内容は通知されたものの、監督審の日時・場所は監督審裁判所が必要と認めた場合にしか当事者に通知されなかったが、2002年法典以降は、監督審が行われることが決まると、当事者を含む事件参加者には、監督審の審査日時と場所が通知され、彼らは監督審口頭弁論に出廷することができる、とされた（現行民事訴訟法典では391条の十）。

⑧社会主義時代、誰がプロテストしたかに関わらず、監督審裁判所では検事が必須的に参加して事件が審査されたが、2002年法典のもとで検事による裁判監督機能が否定されたために、一定の要件のもとで市民の権利を守るために裁判所に申し立てる権利を行使する等して検事が事件参加者たる地位を得た場合にのみ、検事は監督審提議を行うことができ、また監督審口頭弁論に出廷することができることとされた。

以上を要するに、現行の監督審へむけての変化は、〈主観化〉、〈当事者化〉、〈例外化〉という標語でまとめることができる。すなわち、第一に、市民の主観的権利を守ることを主要な任務とし（上記①、⑧）—すなわち、主観化—、第二に、であるがゆえに、監督審は当事者の申立てなしには行われず（同②）、監督審は当事者の参加のもとに行われ（同⑦）、かつ審査範囲は申立てに拘束され（同③）—すなわち、当事者化—、そして、第三に、法的安定性に配慮した、例外的にして、最終的な権利救済手続きという位置づけを与えられた（同④⑤⑥）—すなわち、例外化—、ということである。

三（1）このような変化を齎した要因として、欧州人権裁判所の存在がきわめて重要であることを指摘しておかなければならない⁴¹。ロシアの監督審制度の上述の変化は、同制度に対する欧州人権裁判所の否定的評価に対するロシアの現時点での立法的対応という側面があるからである。

ロシアは、1996年に欧州人権条約への加盟に調印し、1998年批准とともに同条約がロシアにとって発効した⁴²。その後、急速にロシア国内の人権問題が欧州人権裁判所に申し立てられることになる⁴³。そうしたなかで監督審は、「公正な裁判を受ける権利」を定めた欧州人権条約6条1項⁴⁴違反とされるのである。ロシアの民事監督審についての欧州人権裁判所の最初の判決でリーディング・ケースとされるのが、2003年7月24日の《リャプィフ事件》判決⁴⁵である。判決日か

らわかるように、本件で問題になったのは2002年法典前の、すなわちロシア共和国民事訴訟法典下の監督審であった。判決において、その監督審について次の三つの問題が指摘され、それらが人権条約6条1項違反の理由とされた。

第一は、監督審制度が、法的安定性の原則に反していることである。判決は、法的安定性について、次のように述べる。すなわち、「法的安定性は、*res judicata*の原則、すなわち判決の確定の原則の尊重を要請している。この原則は、いかなる当事者も確定した拘束力ある判決の再審査を、単に事件の再審理と新たな決定を得るためだけに求める資格はない、ということを明らかにするものである。上級裁判所の再審査権限は、裁判の誤りと誤審を正すために行使されるべきものであって、新たな審査を行うために行使されてはならない。再審査は、上訴の変態として扱われてはならないし、また当該の論点に二つの見方があり得るということだけでは、審査のやり直しの根拠にはならない。この原則から離れることが正当化されるのは、本質的かつやむにやまれぬ性格の事情により必要やむ得ない場合だけである。」と。

第二に、監督審が、訴訟の当事者ではない州裁判所長による提議によって起こされていることが指摘され、第三に、同裁判所長による監督審提議権の行使に、いかなる時間的制約もないことが指摘された。

これらの指摘に基づき、判決は、「締約国の国内法制が、確定した拘束力ある判決を一方当事者の犠牲において発効させないことを許しているならば、この権利〔裁判を受ける権利〕は幻となろう」と述べ、さらに、「人権裁判所は、もし締約国の法制度が、確定し拘束力を持つに到った判決を公務員による申立てに基づいて取り消すことを許しているとするならば、裁判所に対する訴訟当事者の権利は同じく幻である」と述べて、監督審制度は人権条約6条1項に違反すると結論したわけである。

(2) さて、ここで、筆者が指摘した三つの変化の標語、すなわち<主観化>、<当事者化>、<例外化>と《リャブィフ事件》判決を突き合わせてみると、<主観化><当事者化>は判決の第一の指摘と第二の指摘に、<例外化>は判決の第一の指摘と第三の指摘にそれぞれ応えようとしたものと理解できる。

もっとも、こうしたロシアなりの応え方が欧州人権裁判所を満足させるものであるかどうかは別途検討を要するところである。少なくとも、監督審申立て権が当事者に付与されたこと、監督審申立ての期間制限が設けられたことによって、判決が指摘した第二、第三の点についてはクリアされた、すなわちその限りで人権条約違反状態が除去されたといえよう。

問題は、第一の法的安定性原則違反の点である。欧州人権条約の専門家は、2002年法典の2007年改正前の状況について、「依然として、最終的判決*final judgement*の取消は例外的場合に可能であるだけでなく、実体法または手続法のいかなる違反についても可能である」から、ロシアの監督審は、「要するに『偽装の上訴*appeal in disguise*』である」と評価している。また、同じ理由から、欧州評議会の閣僚委員会は、監督審を「法的安定性要件違反」として批判している、という⁴⁶。つまり、少なくとも、2007年改正前の監督審については、リャブィフ判決がいうところの、「本質的かつやむにやまれぬ性格の事情により必要やむ得ない場合」のための例外的制度とは評価されていないということである。

では、2007年改正はどうか。杉浦一孝によれば、依然として「監督審裁判の反復性」が維持されていること、そして、監督審申立て（監督審提議）に対して最高裁判所裁判官が監督審を開かないとする決定を下した際に、この決定を覆し、事件を最高裁判所幹部会で監督審に付す権限が、最高裁判所長官・同副長官に与えられているが、この権限行使に時間的制約がいつさもないことから、人権裁判所は、ロシアの監督審を依然として「法的安定性の原則」の侵害のおそれがあるとして否定的に評価しているという⁴⁷⁴⁸。

（2）新破棄審とその「監督審」化

一 2010年12月改正で、それまで民事裁判において治安判事を一審とする事件にだけ設けられていた控訴審がすべての民事事件で行われることとされた。

この新たな控訴審は、次の3点において、従来の第二審である破棄審に相当するといえる。

第一に、控訴申立て・控訴提議は、法律上の効力を発していない一審判決に対してなされること、

第二に、控訴申立て・控訴提議は、従来の破棄申立てと同様、判決を下した一審裁判所を通じて行われること、

第三に、控訴審の審査範囲について、従来の破棄審同様（原始規定347条2項）、控訴審裁判所は、「適法性のために、第一審裁判所の判決を全面的に**в полном объеме**点検することができる」（本改正で導入された第327条の一2項後段）とされていること、である。

二 このように新たに導入された控訴審は従来の破棄審機能を担うのだが、2010年12月改正後も破棄審という名の審級は存続している。では、この破棄審とは何なのか？

結論から言えば、それは、2007年改正後の監督審のコピーというほかはない。

第一に、破棄審申立て・破棄審提議は、事件参加者によって、法律上の効力を発した判決に対してなされる（376条1項〔2010年12月改正後の法条、以下同様〕）。法律上の効力を発した判決に対する上訴である点で、従来の監督審と同様である。

第二に、破棄審申立て・破棄審提議は、破棄審の審査対象となる判決が出されてから六月以内になされなければならない（376条2項）。この期間は、2007年改正後の監督審と同様である。

第三に、破棄審申立て者または破棄審提議者が、破棄審申立てまたは破棄審提議を行うためには、他の不服申し立て手段を尽くしていなければならない（376条2項）。他の不服申し立て手段を尽くすべしという要件も2007年改正後の監督審に入ったものである。

第四に、破棄審申立て・破棄審提議は、破棄審裁判所に対して直接なされる（377条1項）。従来の監督審も監督審申立て・監督審提議は、監督審裁判所に対して直接なされた。

第五に、破棄審裁判所となるのは、連邦構成主体レベルの裁判所の控訴審判決に対しては、同じ裁判所の幹部会、またこの幹部会の判決に対しては、ロシア連邦最高裁判所の該当合議部である（377条2項）。この文の破棄審を監督審に、控訴審を破棄審に変えれば、そのまま従来の監督審裁判所の説明になる。新破棄審が原審判断を取り消して、一審または控訴審に事件を差し戻すことが行われれば、審級の連鎖がどこまでも続くことになる点でも、従来の監督審と同様である。

第六に、破棄審申立て・破棄審提議を受けて破棄審を行うか否かの審査は、連邦構成主体レベルの裁判所に破棄審申立て・破棄審提議がなされた場合には、当該裁判所の所長、副所長または

同裁判所の一人の裁判官が、ロシア連邦最高裁判所の該当合議部になされた場合には、ロシア連邦最高裁判所の一人の裁判官が行う（380条の一、381条1項）。2007年改正以降、監督審を行うか否かの審査手続も同様の手続で行われた。

第七に、第六の場合において、連邦最高裁判所については、破棄審を行うか否かを審査したロシア連邦最高裁判所の一人の裁判官が破棄審を行わない旨決定した場合に、ロシア連邦最高裁判所長官および同副長官は、ロシア連邦最高裁判所の当該裁判官の決定に同意しないで、同裁判官の決定の取り消しおよび破棄審裁判所で本案審査を行うために一件書類とともに破棄審申立て・破棄審提議を破棄審裁判所へ送ること、についての決定を下すことができる（381条3項）。381条3項の条文にある「破棄審」という語を「監督審」に変えれば、そのまま旧381条3項である。

第八に、破棄審が行われることになった場合、破棄審の口頭弁論で、報告裁判官 *судья-докладчик* が、事件の状況、事件に関して下された判決の内容、破棄審裁判所の法廷で審査するために破棄審申立て・破棄審提議が一件書類とともに送付された根拠となった破棄審申立て・破棄審提議の事由について述べるが（386条5項）、報告裁判官には法律上制限がなく、したがって破棄審を行うべしと判断した裁判官も報告裁判官（すぐ下に記すように、改正前の文言では「報告者 *докладчик*」）になることについて差支えがない⁴⁹。386条5項も、報告裁判官を「報告者」に変え、「破棄審」を「監督審」に変えれば、そのまま旧386条4項になる。

このように、現行の破棄審は、従来の監督審から2010年12月改正で唯一の監督審裁判所とされたロシア連邦最高裁判所幹部会に関する部分を除いた従来の監督審の特徴・機能をそのまま引き継ぐものとなっている。

（3）まとめ

2010年12月改正を、名と実という語を用いて言えば、監督審という名の審級は、連邦最高裁判所幹部会に限定されるという形で「例外化」が図られたが、監督審機能という実の点では、この機能を新破棄審に担わせることで「恒常化」が図られたということができる。

かかる「恒常化」を支える要因について、筆者には、今、語る準備はない。現時点でいえることは、一、国内に監督審機能の維持を必要とする何らかの社会的要因があるであろうこと⁵⁰、二、欧州評議会および欧州人権裁判所による従来の監督審に対する批判は現行破棄審にそのまま妥当するであろうから、今後破棄審をめぐって欧州評議会、欧州人権裁判所との〈摩擦〉は避けられないこと、三、にもかかわらず、ロシアは、監督審機能を少なくとも当面は放棄しないという国家意思を示した、ということである。

とはいえ、ロシアが欧州人権条約の締約国である限り、二の〈摩擦〉に対し何らかの対応を迫られるはずであり、したがって、現行の監督審・破棄審はなお変化する可能性があると見ておくべきであろう。

4 民事事件への検事の参加

既述のように、社会主義時代に制定された1964年ロシア共和国民事訴訟法典のもとでは、検

事は、訴訟手続の任意の段階で参加する権限を有し、そして検事（および裁判所の長副の裁判官）には、法律上の効力を発した判決に対して、当事者の意思に関わらず、異議申し立てを行う権利（プロテスト権）が付与され、プロテスト権が行使されると監督審が行われ、法律上の効力を発した判決が再審査された。こうした制度は、適法性擁護のためには検事は裁判をも監督するという一般監督権限に基づくものであったが、体制転換過程で、権力分立・裁判官の独立が承認されることで、検事による裁判監督という考え方は否定されるに到り⁵¹、ついに2002年法典において、監督審は当事者の申立てをその起点とし（当事者化）、検事を含む特定公務員によるプロテスト制度自体が否定されるに到った。

こうして検事は民事訴訟からいわば放逐されたのかというと、そうではない。民事事件への検事参加は、要件を厳格化しつつも維持され、検事は事件に参加することで事件参加者の地位を得、監督審申立て権を含む事件参加者の権利を行使することが可能とされたのである（ロシア連邦民事訴訟法典原始規定45条、34条、35条、376条）。

さて、こうなると、検事参加の要件次第では、監督審についてのイニシアチブを社会主義時代と実質的に変わらないほど検事は監督審についてのイニシアチブをもち続けるという可能性も出てくる。かくして、サブタイトルに示した監督審についての当事者化・例外化・恒常化の交錯状況の絵柄を確認するためには、検事の事件参加について解明しておく必要がある。これが、本章の課題である。

（1）2002年法典原始規定45条の意味と監督審

一 検事の事件参加について、2002年法典はその45条で定めている。後述するように、同条は、2009年に1文の追加による重要な改正を受けているが、ひとまず原始規定を見ることで、検事の事件参加と監督審の問題を検討しておきたい。

原始規定45条は、次のような規定である。

1. 検事は、市民および不特定の範囲の人々の権利、自由および法律上の利益、またはロシア連邦・ロシア連邦構成主体・自治体の利益を保護するために、裁判所に申立てをすることができる *вправе обратиться в суд с заявлением*。市民の権利、自由および法律上の利益を保護するための申立て *заявление* を検事が提起することができるのは、市民が、健康状態、年齢、行為無能力その他の正当事由により、自身で裁判所に訴えることができない場合のみである。

2. 申立て *заявление* をした検事は、裁判費用支払い義務および和解締結権を除き、原告のすべての手続き上の権利を享有し、すべての手続き上の義務を負う。他の者の法律上の利益を保護するためになされた申立て *заявление* を検事が取り下げた場合において、この者またはその法定代理人が訴えを取り下げない限り、本案審査は継続する。原告が訴えを取り下げた場合には、このことが法律に違反または他の者らの法律上の利益を侵害しない限り、裁判所は事件を終了させる。

3. 検事は、立退き事件、復職事件、生命・健康に生じた損害の賠償事件、ならびに本法典その他の連邦法律が定めたその他の場合に、検事に課せられた権限を行使するために、訴訟に参加し、事件についての意見を述べる。審理の時刻・場所の通知を受けた検事の不

出頭は、審理の妨げにならない。

二 1項から、少なくとも二つのことが分かる。ひとつは、検事は、市民および不特定の範囲の人々の権利、自由および法律上の利益、またはロシア連邦・ロシア連邦構成主体・自治体の利益を保護するために、裁判所に申立てをすることができる、ということである。いまひとつは、にもかかわらず、特定市民の権利、自由および法律上の利益を保護するための申立て *заявление* を検事が提起することができるのは、当該市民が、健康状態、年齢、行為無能力その他の正当事由により、自身で裁判所に訴えることができない場合に限定される、換言すれば、特定市民の権利、自由および法律上の利益を保護するための申立ては、原則としてできない、例外的な場合にだけできる、ということである。このため、検事は、市民の権利・利益を守るために申し立てる場合、当該市民が自力で裁判所に訴えることができないことを証明する文書を提出しなければならず、検事がこの義務に違反すると、検事の申立ては却下されると解されている⁵²。

このように、特定市民の権利・利益を守るための申立てが例外的な場合に限定されているが、この点は、旧法典との最大の違いである。旧法典は、その41条1項で、次のように規定していた。

検事は、国家または社会の利益、または市民の権利および法律上保護される利益がこのことを要請する場合において、他の者の権利および法律上保護される利益の保護を裁判所に申し立て、手続の任意の段階で事件に加わる権利を有する⁵³。

要するに、旧法典では、特定市民の権利・利益を守るための検事の申立てに何ら制限はなかった。他方、2002年法典でこのような制限が設けられたのは、処分権主義、当事者主義の承認に基づき⁵⁴、検事が特定市民の権利保護のために職権でパターンリスティックに介入することに対する否定的態度の表れと解される。

三 45条1項に謂う裁判所への検事の申立て *заявление* は、検事が監督審または2010年改正で導入された新破棄審を行うよう監督審（または破棄審）裁判所に提議する際に決定的に重要である⁵⁵。なぜなら、検事が監督審（または破棄審）提議を行えるのは、検事が事件に参加している場合であって、参加しているといえるか否かを決するのが45条の要件を満たしているか否かだからである⁵⁶。45条の要件を満たすのが、ほかならぬ申立て *заявление* である。かくして、45条1項の申立てがなければ、検事は、事件参加者たる地位を得ることができず、特定の事件に権利侵害や適法性侵害を見出ししても、監督審（または破棄審）提議を行えない。

四 45条1項の裁判所への検事の申立てに関わって、検事の申立ては、論理的にも時間的にも、原告の訴えの提起に先行するということに留意する必要がある。検事が市民の権利を守ろうとする場合には、このことは自明である。なぜなら、当該市民が自力で裁判所に訴えることができない場合にはじめて検事の申立てが許されるのであるから、当該市民が訴えの提起をしてしまったら、そもそも検事の申立ては不能となるからである。

検事の申立てが原告の訴えの提起に先行することについては、連邦最高裁判所が、ロシア連邦の利益を守るために検事が申立てを行う例をあげて、明確に認めている。すなわち、連邦最高裁は、2004年第1四半期の裁判実務の概観で、「検事は、予算外基金（ロシア連邦年金基金、強制

医療保険基金)のために金銭徴収を行うことについての申立てを、ロシア連邦の利益の擁護のために裁判所に行うことができるか?」という問いに対して、「これらの予算外基金の資金はロシア連邦の所有であるから、国家のために有責者から金銭を徴収することは許される」と答え、検事は裁判所に申し立てる権利を有するとしている。そして、「ロシア連邦の利益擁護のために検事が裁判所に申し立てを行った場合には、ロシア連邦民事訴訟法典38条2項の趣旨から、裁判所は裁判手続が始まったことを基金に通知し、基金は原告として事件に参加する」とされる⁵⁷。

38条2項は、「他の者の権利・自由および法律上の利益を守るために裁判所に訴えた者の申立て *заявление* によって事件が始まった場合、裁判所は、当該の他の者に訴訟が開始されたことを通知し、当該の他の者は、原告として訴訟に参加する」という規定である。規定から明らかなように、45条1項の検事の申立ては、38条2項の申立ての典型例といつてよい⁵⁸。したがって、最高裁があげた連邦の利益だけではなく、市民の権利・利益を守るために検事が申し立てる場合も38条2項が妥当する。当該の特定市民は、検事の申立てに遅れて、原告の地位を取得することになる。

ところが、そうなると、検事と市民の意思の食い違い(検事は申し立てたが、市民に原告になる意思がないという場合)の可能性が、理論的にはありうることになる(もちろん、最高裁があげる連邦の利益を守る場合でも、連邦と検事の間に起こりうる)。この問題は、処分権主義と検事の活動の衝突といえる。もっとも、通常の場合には、自身で訴えることのできない市民またはその近親者が検事に助けを求めることで検事が申し立てるのであろうから、こうした問題が事実として顕在化することは極めて稀ではあろう。だが、理論的にこうした問題が潜んでいることは指摘しておかなければならない。

五 上に引用した38条2項から明らかなように、検事は市民のために申し立てるが、原告になるわけではない⁵⁹。原告となるのは、検事がその者の権利を守ろうとしたところの特定市民である。45条2項は、このことを念頭においた規定である。検事は原告になるわけではないが、しかし、「裁判費用支払い義務および和解締結権を除き、原告のすべての手続き上の権利を享有し、すべての手続き上の義務を負う」のである。にもかかわらず、やはり原告ではないから、仮に、検事が申し立てを取り下げても、原告またはその法定代理人が訴えを取り下げない限り、本案審査は継続する。

六 ここまで、検事が事件参加する要件として、したがって検事が監督審提議・破棄審提議する要件として検事の申立てが決定的であると述べてきたが、それは45条1項の場合であった。実は、45条は、その3項で、検事の事件参加のもうひとつの類型、すなわち、法律上、検事に事件参加者たる地位を与える類型を定めている。すなわち、「立退き事件、復職事件、生命・健康に生じた損害の賠償事件、ならびに本法典その他の連邦法律が定めたその他の場合」には、検事は、「訴訟に参加し、事件についての意見 *заклучение* を述べる」とされる。

3項に規定された事件と場合においては、裁判所は、検事に意見を述べさせるために検事を参加させる義務を負い、裁判所から通知を受けた検察庁は検事を参加させる義務を負う、と解される。そして、これらの義務が履行されると、検事は事件参加者となり、当該事件について監督審提議・破棄審提議を行う権利を獲得することになる。

ここで、問題となるのが、裁判所が通知を怠り、または何らかの理由で通知が検察に届かなかった場合である。コメントールによれば、45条3項で定められている場合とは検事の必須参加の場合であるから、その場合には、裁判所からの通知がなくとも検事は「事件参加者のすべての権利を享有している」と解されている。したがって、「検事は上級裁判所へのしかるべき提議を行う権利を有する」⁶⁰。

ここで、45条3項にいう「本法典その他の連邦法律が定めたその他の場合」の例を若干紹介しておく。民事訴訟法典自身が定めている例としては、例えば、273条の養子縁組の申立てがある。同条は、「養子縁組の申立ては、非公開の法廷で、養親、後見・保佐機関の代表者、検事、14歳以上の子が必須的に参加して、……審査される」（傍点—引用者）と規定している。そのほか行為能力制限申立て（284条）、精神病院への強制入院（304条2項）等がある。連邦法律が定めたその他の場合としては、家族法典⁶¹における親権剥奪（70条）・親権復活（72条）、結核感染予防法⁶²の検査・治療のための強制入院（10条4項）、等がある。

七 最後に、検事が裁判所での口頭弁論ないし審査に欠席した場合の効果について述べておきたい。45条1項の事案においては、裁判所に申立てをしたにもかかわらず、口頭弁論期日に欠席し、そのまま結審した場合、また、3項の事案では、検事に審査日時場所が通知されていたにもかかわらず欠席し、そのまま結審した場合、検事が「参加した」といえるのかという問題である。

いずれも答えは是である。1項の場合は、申立てによって検事は既に事件参加者たる地位を得ているからであり⁶³、3項の場合は、上述したように、検事に審査日時場所の通知がなされていなくても、検事の参加が義務付けられている事案であることを理由に参加者たる地位を得るわけであるから、同じ理由から出廷の有無に関わらず参加者たる地位が認められる、ということである⁶⁴。

このように、1項の場合は申立てによって、3項の場合は、いわば事案の性質によって参加者と認められるから、一旦参加者たる地位を得れば、検事は、一切出廷していなかったとしても、監督審提議・破棄審提議をする権利を有するのである⁶⁵。

（2）2009年の45条1項の改正

一 2009年4月5日45条1項が改正され、次の1文が追加された。

「以下の分野、すなわち労働（職務）関係および労働（職務）関係に直接関わる他の諸関係、家族・母性・父性・子どもの保護、社会保障を含む社会的保護、国有および自治体有住宅ファンドの住宅に対する権利保障、医療援助を含む健康保護、良好な環境に対する権利保障、教育の各分野において侵害され、または争われている、市民の社会的権利、自由および法律上の利益の保護を求めて市民が検事に訴えたことが、検事の申立ての根拠である場合には、検事のかかる申立てには前の段の制限はこれを適用しない。」

こうして、1項は3段構成になった（以下、この3段を前段・中段・後段とよぶ）。冒頭の「前の段の制限」とは、中段に規定された制限、すなわち、検事が裁判所に申立てができるのは、「市民が、健康状態、年齢、行為無能力その他の正当事由により、自身で裁判所に訴えることができない場合のみ」という制限である。その制限が、労働関係、社会保障等上に訳出した追加部分（すなわち後段）が列挙している分野で、市民が検事に対して権利保護を求めている場合には、及ば

ない、すなわち、これらの分野においては、市民が自力で裁判所に提訴することができる場合であっても、市民が検事に助けを求めた場合には、検事は裁判所に申し立てることができる、というようになったわけである。

二 中段の制限が外された領域を見ると、労働・社会保障・医療・環境・教育・住宅、の領域における市民の権利の保護、ヨリ一般的に言えば、いわゆる社会権領域における諸権利の保護が問題になっていることがわかる。

45条1項改正案が国家会議にかかるその日に、「検事が権利保護者になる」と題したこの改正に関する記事がイズヴェスチヤ紙に掲載されている⁶⁷。

記事によれば、改正前の45条1項で、検事による権利保護を受けられるのは、「年寄り、子ども、身体障害者だけ」である。そして、次のように述べる。「それ以外の者が、専門的な法的援助を得ようとする弁護士に頼るしかない。しかし、これは安くはない。事件についての知識だけで、平均1万ルーブリかかる。しかし、それで知識が得られることは必ずしも意味しない。口頭弁論参加となると各回につき5000ルーブリは下らないだろう。無料の弁護人を国家が与えてくれるのは刑事訴訟だけだ。民間の権利擁護団体の能力も限られている。希望者すべてに法律家をつけることはできないのだ」と。

次いで、「現在の指導部のもとで検察はますます権利擁護団体になりつつある」という、最上級の諸裁判所での政府代理人であるミハイル・バルシェフスキーの認識が紹介され、そして、改正法案提出の直接の理由ともいえるべき、国家会議の民事・刑事・仲裁立法に関する委員会のパヴェル・カラシェニンニコフ委員長の、「わが国の市民の労働上の諸権利は、しばしば、そして危機の現在特に侵害されており、それを守る可能性を与える必要がある」との弁を伝えている。カラシェニンニコフのいう「危機」とは、いわゆるリーマンショックによる経済的な危機のことをさす。

さて、この記事から、45条1項改正の背後には、次のような事情があることを窺わせる。

第一に、いわゆる社会権領域で権利救済、法的サービスの需要がある。

しかし、第二に、この領域で法的サービスを受けようとしても、多くの市民にとってそのサービスは高く、容易には受けられない。

第三に、そのため、低廉な法的サービスないし法的扶助への需要が生じている。

そして、第四に、社会権領域で権利救済、法的サービスの需要は、リーマンショックによりいっそう高まっている。

最後に、こうした状況の中で、検察庁は、市民の権利保護重視の方向性を強めようとしている。

このような五つほどの事情があることを窺わせる。もし、この見方がまちがっていないとすると、45条1項後段の追加による検事の活動領域の拡大する2009年改正は、それなりの社会的背景があるものといえよう。

三 45条1項の改正前のデータをもたないので比較はできないが、市民の権利保護が、今日、検察機関にとって大きなウエイトを占めていることは統計データからもある程度分かる。最高検察庁が、ホームページで公表している「法律の履行、人および市民の権利および自由の遵守についての監督活動の基本的結果」の2011年の数字⁶⁸をみると、ロシア連邦全体で、「裁判所への訴え、申立て」の件数は954982件、「人および市民の権利および自由の遵守の分野での法律の履行につ

いての監督」領域での「裁判所への訴え、申立て」の件数は777842件である。全体の8割以上を占めている。また「労働支払分野での適法性の状態」という項目での「裁判所への訴え、申立て」の件数は476702件で、こちらは全体のほぼ半数である⁶⁹。

このように、市民の権利保護領域、なかでも労働領域が、今日検察にとって重要な「活躍の場」であることがわかる。

(3) まとめ

民事裁判における検事の権限は大きく変わったが、市民の権利保護・適法性擁護のための活動領域は45条3項によって一定程度確保されるとともに、改正された1項によって、市民の権利保護のための活動領域は再び拡大している。1項の改正の背景にはリーマンショックによる経済危機に起因する労働権侵害という明らかな社会的要因がある。とすれば、監督審提議、実質的に従来の監督審に相当する新破棄審の提議、そしてそれらが容れられて行われる監督審・新破棄審における検事の役割は、依然小さからざるものと見ておくべきであろう。

むすびにかえて

以上、監督審における当事者化・例外化・恒常化の交錯状況の絵柄を見てきた。〈～化〉と表現できるまさに変化の諸相を見てきたわけだが、変化を見るにつけ、そこには、変わらぬものがあることに気づかされる。それは、破棄審の〈監督審化〉に象徴的に見られるような、法律上の効力を発した判決を何度でも見直そうとする飽くなき志向であり、また、裁判監督機能は否定されたが一般監督機能の一環として市民の権利保護をその任務のひとつとしている検事の役割の無視しえない大きさである。

民事訴訟への検事の参加については、2002年法典の立法段階で、「裁判官の独立原則および裁判官は法律にのみ服従するという原則に違反していることを理由に訴訟への検事の参加に対する否定的態度」から「1964年の民事訴訟法典のすべての規範を維持する必要があると考える正反対の立場」にまで及ぶ議論があって、2002年法典が「検事を他の事件参加者と同視する」態度を取ったのは、「ロシア連邦最高検察庁の代表が参加した国家会議立法委員会の作業グループレベルでの長い議論の末」の「妥協的決定」であったといわれる⁷⁰。妥協的な決定であれ、監督機能を担う検事が民事訴訟のアクターとして〈残った〉のである。

監督審機能の実質的存続と検事の民事事件参加、情緒的な表現が許されるならば、そこには〈監督的なるもの〉の慣性と感性の強さを感じずにはいられない。かつて、森下敏男は、—あくまでも筆者（＝篠田）による乱暴なまとめだが—社会主義革命によって法は死滅的状况になり、検事監督が復活した、と述べた⁷¹。市場経済化することで〈法〉は復活してきていると思われるが、〈監督的なるもの〉は存続している。この〈監督的なるもの〉は体制転換を経由して死滅しつつあるのか、ポストモダンの権利保護装置として働き続けるのか、いずれにせよ、この〈監督的なるもの〉の正体に迫ること、それが重要な課題のひとつであることは蓋しまちがいない。

（本稿は、科学研究費助成事業・基盤研究（A）「中国、ベトナム、ロシアおよび中央アジア諸国の裁判統制制度に関する比較総合研究」の成果である）

注

- (1) ここでいう「確定判決」とは、ロシア語の「法律上の効力を発した判決судебное решение, вступившее в законную силу」を指しているのだが、「法律上の効力を発した判決」を果たして「確定判決」といってよいかについては、実は問題があるので、後に、検討する。
- (2) 杉浦一孝「ロシアにおける民事監督審制度と憲法裁判所」法政論集225号（2008）参照。
- (3) См. Терехова Л. А., Назорное производство в гражданском процессе: проблемы развития и совершенствования, М.: Волтерс Клувер 2009 [далее: Терехова(2009)], с. 13.
- (4) 日本の場合、民事訴訟法338条以下に規定がある。ロシアにも、同様の制度があり、「新たに明らかになった事情または新たな事情による法律上の効力を発した判決・決定の再審査」という名で、現行ロシア連邦民事訴訟法典では、監督審に続く第42章に規定がある。
- (5) См. Терехова Л. А., Система пересмотра судебных актов в механизме судебной защиты, М.: Волтерс Клувер, 2010 [далее: Терехова(2010)], с. 8.
- (6) Терехова(2009), с. 13-18.
- (7) Там же, с. 13-14.
- (8) Там же, с. 14.
- (9) Там же.
- (10) Там же, с. 17.
- (11) Там же, с. 19.
- (12) Там же, с. 16-18.
- (13) «ВВС РСФСР», 1964, № 24, ст. 407. しかしながら、「ВВС РСФСР」は、民事訴訟法典の承認を伝えるのみで、法典のテキストは掲載されていない。管見の限り、原始規定を掲載する最も古いものは、Юридическая комиссия Совета Министров РСФСР, Гражданский процессуальный кодекс РСФСР. Официальный текст, М., 1964である。
- (14) Под отв. ред.: Каллистратова Р. Ф., др., Научно-практический комментарий к ГПК РСФСР, М., 1976, с. 423. もっとも、このコンメンタールによれば、この原則に反しても「重大な法律違反とはならない」とされているので、一応の指針程度のものようである(там же)。
- (15) Там же.
- (16) Терехова(2009), с. 20.
- (17) Там же, с. 21.
- (18) Там же, с. 22.
- (19) 杉浦一孝・前掲、400頁。この問題に関わって、杉浦は、期間制限が設けられることによって却って市民の裁判を受ける権利が制約される趣旨のことを判示した1992年6月23日付け憲法裁判所判決を詳解している。
- (20) Там же, с. 22-23.
- (21) 小森田秋夫「変貌するロシアの司法制度（その3）——審級制度——」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』960号（2012年）42頁。この中で、小森田は、欧州人権裁判所で裁判を受

ける権利侵害と判示された、審理の連鎖の長さの象徴ともいうべきリャブィフ事件（2003年7月24日判決、Application no. 52854/99）を紹介している。リャブィフは預金の価値下落の補償を法律に基づいて請求したのだが、審級の行き来で全部で15回の裁判が行われた（うち、監督審は4回）。

- (22) Терехова(2009), с. 23.
- (23) Там же.
- (24) Под отв. ред.: Каллистратова, др., Указ. соч., с. 429.
- (25) Там же.
- (26) Терехова(2009), с. 24.
- (27) СЗ РФ, 2002, № 46, ст. 4532.
- (28) СЗ РФ, 1995, № 49, ст. 4696.
- (29) 杉浦・前掲、小森田・前掲。
- (30) 小森田・前掲、43-44頁。
- (31) 同上同頁。
- (32) この判決について、詳しくは、杉浦・前掲、402頁以下参照。
- (33) 法改正で枝条文が挿入される場合、日本では挿入直前の条の「二」から始められるが（例えば、民法の根抵当の条項は、第398条の二から始まる）、ロシアは一から始められる。日本の方法に従うと、本文に挙げた条は「第379条の二」になるが、数字に違いから余計な混乱が生ずる恐れがあるので、枝条数はロシア式を用いる。
- (34) Под отв. ред.: Г. А. Жилин, Комментарий к Гражданскому процессуальному кодексу Российской Федерации(постатейный), М.: Проспект, 2011, с. 709.
- (35) СЗ РФ, 2007, № 7, ст. 932.
- (36) Там же, с. 2149.
- (37) Там же, с. 2166.
- (38) См. п. 7 постановления Пленума Верховного Суда РФ от 12 февраля 2008(<http://www.vsrfr.ru/second.php>).
- (39) СЗ РФ, 2010, № 50, ст. 6611.
- (40) 2010年12月9日改正で導入された控訴審をさす。この新たな控訴審については、本文後述（2）参照。
- (41) 欧州人権裁判所がロシアの監督審制度に与えた影響の詳細については、杉浦一孝「ロシアの監督審制度とヨーロッパ人権裁判所」『法政論集』256号（2014年）参照。
- (42) <http://www.conventions.coe.int/treaty/Commun/ListeTraites.asp?PO=RUS&MA=999&SI=2&DF=&CM=3&CL=ENG>
- (43) 欧州人権裁判所への2013年の総申立て件数は65891件、うち対ロシアの申立てが12330件に及ぶ。被申立て国別の件数としては全体の2位である。因みに、1位はウクライナで13152件である（http://www.echr.coe.int/Documents/Facts_Figures_2013_ENG.pdf）。
- (44) 6条1項は、次のような規定である。「すべての者は、その民事上の権利義務の決定または

- 刑事上の罪の決定のため、法律で設置された、独立の、かつ、公平な裁判所による合理的な期間内の公正な公開審理を受ける権利を有する。判決は、公開で言い渡される。ただし、報道機関および公衆に対しては、民主的社会における道徳、公の秩序もしくは国の安全のため、また、少年の利益もしくは当事者の私生活の保護のため必要な場合において、またはその公開が司法の利益を害することとなる特別な状況において裁判所が真に必要と認める限度で、裁判の全部または一部を公開しないことができる」(訳は、戸波江二・北村泰三・建石真公子・小畑郁・江島晶子『ヨーロッパ人権裁判所の判例』信山社、2008年、491頁による)。
- (45) Ryabykh v. Russia, no. 52854/99, 24 July 2003. リャブイフ判決については、杉浦・前掲(2014年)8頁以下、および前注21参照。
- (46) Nußberger A., "The Reception Process in Russia and Ukraine", in Helen Keller and Alec Stone Sweet eds., *A Europe of Rights: The Impact of the ECHR on National Legal Systems* (New York, 2008), 655-656. 執筆者のNußberger氏は、執筆当時、ケルン大学東欧法研究所長であったが、現在、欧州人権裁判所のドイツ出身の裁判官を務めている (http://www.echr.coe.int/Pages/home.aspx?p=court/judges&c=#n1368718271710_pointer)。
- (47) 杉浦・前掲(2014年)、48-49頁。
- (48) なお、2010年改正に対する欧州人権裁判所の対応については、筆者の能力不足からなお検討不十分である。この点については、他日を期したい。
- (49) 2010年12月改正後の民事訴訟法典についてのコンメンタールも、2007年改正後についてのコンメンタールも、報告裁判官について制限がないことを指摘している。前者については、см. Под ред.: П. В. Крашенинников, *Постатейный комментарий к Гражданскому процессуальному кодексу Российской Федерации*, М.: Статут, 2012, с. 475, 後者については、см. Под отв. ред.: Г. А. Жилин, *Указ. соч.*, с. 729-730.
- (50) 2012年2月にオムスク大学で同大のテレホヴァ教授から、監督審を中心とする現行審級制度についてレクチャーを受けた。その際、教授は、「監督審を維持しようとする勢力がいる」と述べておられた。残念ながら、筆者の能力不足から、そこからさらに突っ込んだ聞き取りを進めることができなかった。
- (51) 小森田秋夫編『現代ロシア法』(東京大学出版会、2003年)130頁(杉浦一孝執筆)参照。
- (52) Под ред.: П. В. Крашенинников, *Указ. соч.*, с. 98.
- (53) *Свод законов РСФСР*, том 8, М., 1986, с. 185.
- (54) 1993年ロシア連邦憲法123条参照。またсм. Терехова(2010), с. 135-136.
- (55) 検事の事件参加にとって申立て *заявление* が決定的要件であることについては、2012年2月に行った聞き取り調査の際のモスクワ国立法科大学のヴォストビコヴァ(Л. А. Воскобитова)教授の教示による。
- (56) 2003年1月20日付けロシア連邦最高裁判所総会決定2号19項(BBC РФ, 2003, № 3)。
- (57) «BBC РФ», 2004, № 11, с. 27.
- (58) Под отв. ред.: Г. А. Жилин, *Указ. соч.*, с. 103.
- (59) Там же, 2011, с. 116.

- (60) Под отв. ред.: М. С. Шакарян, Комментарий к Гражданскому процессуальному кодексу Российской Федерации, М.: ТК Велби, 2007, с. 124.
- (61) СЗ РФ, 1996, № 1, ст. 16.
- (62) СЗ РФ, 2001, № 26, ст. 2581.
- (63) ヴォスコビコヴァ教授からの聞き取り（前注54参照）。
- (64) Под отв. ред.: М. С. Шакарян, Указ. соч., с. 124.
- (65) Там же.
- (66) СЗ РФ, 2009, № 14, ст.1578.
- (67) Клиш Б., Прокуроры станут правозащитниками, «Известия», 13 февраля 2009, с. 4.
- (68) <http://genproc.gov.ru/stat/data/80780/>
- (69) 「労働支払分野...」の件数は「人および市民の権利および自由...」の件数の一部を構成すると思われるが、完全に一部を構成するのか、重ならない部分があるのかは、データに説明がないので明らかではない。ただ、両方の件数を合わせると全体の数を超えてしまうので、全く重なりのない数字であるということはある得ない。
- (70) Под отв. ред.: М. С. Шакарян, Комментарий к Гражданскому процессуальному кодексу Российской Федерации, М.: ТК Велби, 2007, с. 120.
- (71) 森下敏男「社会主義法の総括的批判序説」『神戸法学雑誌』43巻1号(1993年)138-140頁参照。